

検査又は調査の結果（令和7年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和7年7月14日	金属	廃止	廃止鉱山からの排水の水質について廃止鉱山管理状況調査を行った。	適	
令和7年7月17日	金属	廃止	廃止鉱山の坑口等に関して、廃止鉱山管理状況調査を行った。	—	
令和7年7月24日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年7月29日	金属	廃止	廃止鉱山からの排水の水質について廃止鉱山管理状況調査を行った。	適	
令和7年7月5日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った	適	
令和7年9月12日	非金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った	適	
令和7年9月19日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年9月30日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年10月1日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、集積場の保守管理状況等が適切か、騒音及び振動が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年11月4日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の屋内粉じん作業場において作業環境が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	第二管理区分に区分された当該作業場について、粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。(鉱山保安法施行規則第10条第9号)
令和7年11月5日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山及び附属施設からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年11月7日	非金属	廃止	廃止鉱山の採掘跡地について、廃止鉱山管理状況調査を行った。	—	
令和7年11月11日～12日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山及び附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和7年11月13日～14日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山の屋内粉じん作業場において作業環境が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	第二管理区分に区分された当該作業場について、粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。(鉱山保安法施行規則第10条第9号)
令和7年11月17日	金属	廃止	廃止鉱山からの排水の水質について廃止鉱山管理状況調査を行った。	適	
令和7年11月20日	石灰石	稼行	災害の発生した鉱山において、災害の状況・発生原因等について状況調査を行った。	適	
令和7年12月8日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和7年12月18日	石灰石	稼行	災害の発生した鉱山において、災害の状況・発生原因等について状況調査を行った。	—	当該鉱山にて発生した墜落災害について、原因を究明するとともに、現況調査を実施し再発防止策を講ずること。
令和8年1月20日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、集積場の保守管理状況等が適切か、騒音及び振動が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・作業監督者（火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破に関する作業）を選任していない。 ・保安規程に定める火薬類受払簿が確認できない。 ・騒音・振動測定を保安規程に定める頻度で実施していない。
令和8年1月21日	石灰石	稼行	災害の発生した鉱山において、災害の状況・発生原因等について状況調査を行った。	—	
令和8年1月30日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害特別検査を行った。	—	当該鉱山にて発生した災害（自動車のため）について、原因調査及び再発防止を検討し報告すること。
令和8年2月3日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害特別検査を行った。	—	
令和8年2月19日～20日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害特別検査を行った。	—	
令和8年2月27日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害特別検査を行った。	—	
令和8年3月3日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害特別検査を行った。	—	

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

- 稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
- 休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
- 廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

- 不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
- 適：「不適」以外の検査等の結果。